

令和6年度 シガリズム創出データ活用推進事業 補助金交付要領

【事業実施主体】

公益社団法人びわこビジターズビューロー（以下、ビューロー）

【書類の提出方法】

■「補助金交付申請書」「補助金変更（中止）承認申請書」の提出 補助事業着手前に提出する必要があります。

○E-MAILもしくは郵送（簡易書留郵便）

○提出期間

補助対象事業（下記（3）参照）

令和6年5月27日（月）～令和6年12月6日（金）

※交付決定前に生じた経費は如何なる場合も、補助対象となりません。

※当該年度予算に申請額が達し次第、予告なく事業を中止する場合があります。

※要件を充足した交付申請から受理し交付決定するため、申請内容に不備等がある場合、申請着順に前後して交付決定する場合があります。

■「実績報告書兼補助金交付請求書」の提出

補助事業終了後30日以内または令和7年1月24日（金）のいずれか早い日までに提出をお願いします。

○E-MAILもしくは郵送（簡易書留郵便）

○最終提出期限 令和7年1月24日（金）必着

※補助対象は令和6年12月27日（金）までに事業を実施し、支払いを完了された分となります。

■問合せ・書類提出先

〒520-0806 大津市打出浜2番1号「コラボしが21」6階

公益社団法人びわこビジターズビューロー企画広報部 担当：間宮・吉原

TEL 077-511-1530 E-MAIL kikakukoho@biwako-visitors.jp

[土日祝除く9時から17時45分まで]

※申請期間を過ぎて提出された場合は受付できません。時間に余裕をもって申請してください。

(1) 目的

観光事業者等によるデータに基づいた取り組みの自走化を図るため、各種ビッグデータを取得・分析し、結果に基づいた事業展開を立案し、実施する費用に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(2) 補助対象者

- ①滋賀県内において観光に関連する事業を行う企業又は団体とする。ただし、法人格の有無は問わないものとする。
- ②会長が別途認める者

※詳細は令和6年度シガリズム創出データ活用推進事業補助金交付要綱第3条に記載のとおり。

※滋賀県補助金等交付規則第3条第2項に該当する者（暴力団等）は申請できません。

(3) 補助対象経費

補助対象事業	補助対象経費
会長が実施するシガリズム創出データ活用事業において、観光事業者等によるデータに基づいた取り組みの自走化を図るため、下記①～④までの事業のうち、次の要件を満たすもの ① 各種ビッグデータの取得 ② 各種ビッグデータの分析 ③ 上記の分析結果に基づく事業展開の検討 ④ 検討した事業の実施に関する費用 ・補助決定日から～令和6年12月27日の期間に実施される事業 ・②、③の実施は必須とする ※上記の期間内に事業を完了し、補助対象経費の支払いまで終わってください。	上記補助対象事業を実施するにあたり、データの取得や分析等にかかる委託等のうち、以下に該当する経費 ・外部委託費 ・専門家謝金 ・マーケティング調査費（ユーザーニーズ等に要する経費など） ・広報費 ・その他特に必要と認める経費

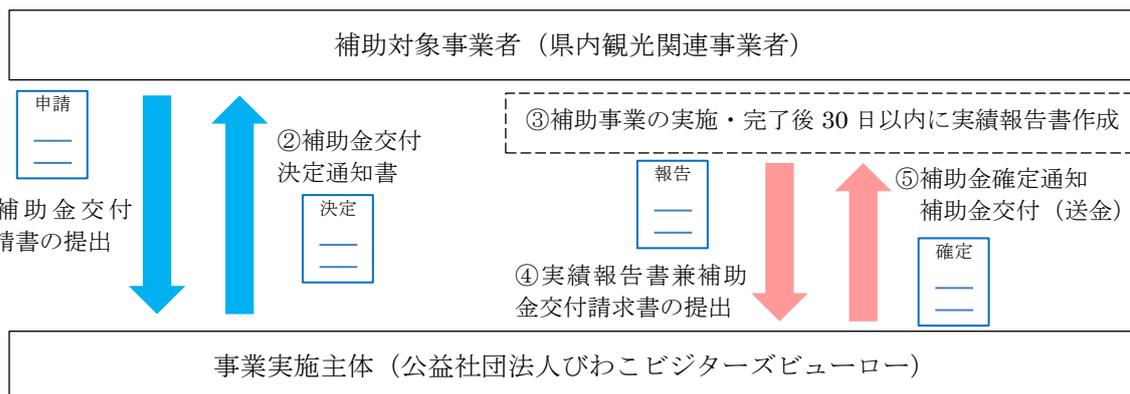
※補助対象事業のうち④の事業にかかる費用は、補助対象経費の5分の1以内とする。

(例) ビッグデータの取得・分析費用	300万円
事業展開検討に対する専門家謝金	100万円
関西都市部在住者に対するSNS広告	100万円 (←1/5以内)
補助対象経費合計	500万円 ⇒ 補助額250万円

(4) 補助額・補助上限額

補助対象経費の1/2を補助する。（1者あたりの補助上限額250万円）

(5) 手続きの流れ



(6) 申請等について

① 書類・提出方法・期間等について

	補助事業実施前	補助事業変更・中止時	補助事業実施終了後 30日以内
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> 補助金交付申請書（様式第1号） 上記書類に記載のある必要添付書類 	<ul style="list-style-type: none"> 補助金変更（中止）承認申請書（様式第4号） 上記書類に記載のある必要添付書類 	<ul style="list-style-type: none"> 実績報告書兼補助金交付請求書（様式第5号） 上記書類に記載する必要添付書類※
提出方法	E-MAILもしくは郵送（簡易書留郵便）	E-MAILもしくは郵送（簡易書留郵便）	E-MAILもしくは郵送（簡易書留郵便）
提出期間	事業着手前に必ず提出 令和6年5月27日（月）～令和6年12月6日（金）	事業変更・中止前に必ず提出	事業終了後30日以内、または令和7年1月24日（金）のいずれか早い日までに必ず提出
提出後の対応	<ul style="list-style-type: none"> ビューローが審査を行い、交付決定を行います。 ※予算都合や申請内容によっては、申請を受付できないことがあります。 ※記載内容に不備等がある場合、修正を依頼することがあります。 	左記同様	<ul style="list-style-type: none"> 実績報告兼交付請求を受けた日から、14日以内にビューローが補助金の額の確定を行い、通知するとともに、補助金交付に向けた手続きを行います。 ※記載内容に不備等がある場合、修正を依頼することがあります。
その他	—	—	<ul style="list-style-type: none"> 交付確定後30日以内に補助金をお支払いします。

※実績報告時に指定している様式（様式5～8）及び経理関係書類に加えて、事業で実施したビッグデータの取得や分析、事業展開の検討をまとめた資料やSNS広告等、実施した内容が分かる資料を添付ください。

② 変更ならびに中止承認申請について

交付決定後に、事業内容を変更する場合や中止する場合については、予めビューローに補助金変更（中止）承認申請書（様式第4号）および必要書類を添付の上、提出してください。ただし、軽微な変更については、上記の限りではありません。ただし、実績報告時に変更した内容がわかるようにしてください。

③ 重複申請について

デジタル田園都市国家構想交付金制度要綱（令和5年1月25日付府地創第414号、府地事第878号、4農振第2457号、国総政第31号、環循適発第2301251号、令和6年1月25日一部改正、府地創第336号、府地事第812号、5農振第2216号、20231215財地第1002号、国総政第37号、環循適発第2401251号）に基づく交付金等を活用して実施する事業は、直接交付、間接交付を問わず対象外とする。

※国の交付金を活用して実施する事業で申請される場合は、重複申請が出来ない場合がありますので、ご相談ください。

(7) 補助対象者の義務

以下のこと遵守してください。

- ① 補助金交付決定以前に発生した経費は如何なる場合であっても、補助対象となりませんので、必ず補助金交付決定通知を受けてから、補助事業に着手してください。
- ② 補助金交付申請した補助事業の内容に変更が生じる場合や補助事業を中止せざるを得ない場合には、予め必ず変更（中止）承認申請書をビューローに提出し、承認を受けてください。
- ③ 補助事業終了後30日以内に実績報告書兼補助金交付請求書をビューローに提出してください。
- ④ 事業報告会を2月下旬から3月中旬に実施するので、報告会への出席および実施した事業の報告をお願いします。
- ⑤ 経理等の証拠書類は整理し、補助事業終了後も必ず5年間保存してください。

(8) その他

- ① 補助金の事務において、疑義が生じた場合には追加で資料の提出を求められます。
- ② 当要領や関係規程に定める規定に違反する行為がなされた場合や、記載事項および関係書類において虚偽が判明した場合は、補助金を速やかに返還するよう求める場合があります。
- ③ 補助対象者であることや補助対象事業の実施状況等について、現地において確認する場合があります。
- ④ 要件を充足した交付申請から受理し交付決定するため、申請内容に不備等がある場合、申請着順に前後して交付決定する場合があります。

郵送で送付される場合は下記の宛名を切り
取り封筒に張り付けてください。

〒520-0806
大津市打出浜2番1号 コラボしが21 6階
公益社団法人びわこビジターズビューロー
企画広報部 担当：間宮 あて